



活みなぎるふくしのまちづくり

ふくし大作戦!!!2017

《warm heart!でつながるまちづくり》

▶ 詳 総合福祉課 TEL(32)6354

苫小牧市手話言語条例が制定されました 4月1日から施行された「苫小牧市手話言語条例」の概要をご紹介します!

苫小牧市では「手話が言語である」という認識に基づいて、皆さんの手話に対する理解の促進や手話を普及させるための方針を定めています。市、事業者、市民の皆さんそれぞれの役割を明らかにし、ろう者とうろ者以外の方が共に暮らしてゆける地域社会の実現を目指しています。

基本理念(第2条)

手話に対する理解の促進・手話の普及は、手話はろう者が自立した生活を営むために必要なものであること、ろう者は手話を使って意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とうろ者以外の者が互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければならない。

それぞれの役割

市

日常的に手話を使用できる環境を整え、ろう者の自立した日常生活・社会参加を保障するために必要な施策を総合的・計画的に行う

事業者

手話に関する市の施策に協力するよう努め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努める

市民

手話に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力する

詳細

障がい福祉課 TEL(32)6356



お得な情報を毎月お届け!



▶ 詳 政策推進課
 TEL(32)6042

ポイントが切れても...
 カードは捨てないでください!



Q ポイントの有効期限*が切れてしまいカードが使えなくなりました。このカードはもう使えないのですか?

A 有効期限切れになってしまったら、ポイントを付与する機械が置いてある、各コミセン(証明取扱所)や加盟店、公共施設に行きましょう。下記の方法で、カードが再度使えるようになります(ただし、貯めていたポイントは失効します)。

*ポイントの有効期限は最終利用日から180日です(レシートなどで確認できます)

加盟店や公共施設では、「買い物」や「施設の利用」が必要です。

各コミセン(証明取扱所)や加盟店の場合

窓口の職員または店員に事情を説明し、カードを渡してください。

職員や店員が端末を操作し、カードを再度使えるようにしてくれます。



公共施設の場合

各施設にある端末を自分で操作して、カードを再度使えるようにします。

